



愛甲公民館だより



未来へ一歩つながる
あつぎ 70 年

共生・共助・思いやり

令和6(2024)年

9月1日発行

vol.974

発行

厚木市立愛甲公民館

愛甲公民館 〒243-0028 厚木市愛甲西 1-17-1 ☎247-1434 Fax270-2302 Eメール 0263@city.atsugi.kanagawa.jp

2024. 9. 1 防災の日 特集号

毎年9月1日は、「防災の日」です。関東大震災（1923年）の発生日に由来したもので、この地震により現在の厚木市域では特に南部が壊滅的な被害を受けました。この日は、政府・地方公共団体関係諸機関をはじめ、広く国民が地震などの災害についての知識を深め、これに対処する心構えを準備するための防災啓発デーとされ、この日を中心に各地で防災訓練などが行われています。

災害時も大切なのは地域のつながり



大規模な災害発生時に、地域の人々や関係機関などと協力して助け合う、地域ぐるみでの防災・減災が「共助」です。自分と家族の安全が確保できたら、周りと協力して被害の拡大を防ぎましょう。

いざという時に助け合うためには、近所の方との日ごろからの声のかけあい、地域の行事や防災訓練への参加などによる地域の人々との関係づくりが大切です。

自主防災活動に参加を

市内では自治会などを単位に自主防災隊が結成され、地域の人々がお互いに協力し合いながら防災活動に取り組んでいます。自主防災隊は、災害発生時の活動により被害の拡大を防ぎ、日ごろから防災訓練の実施や防災対策の普及・啓発活動などにより、地域の防災向上に努めています。

私たちのまちを災害に強いまちにするため、ぜひ自主防災活動に参加しましょう。



要配慮者にやさしい地域に

災害時に大きな被害を受けやすいのは、安全に避難するために何らかの手助けが必要な「要配慮者」です。こうした方たちを災害からどのように守るかを地域で話し合い、協力しながら支援していきましょう。



大規模地震が発生！ 南毛利南地区の指定避難所は？

市内で震度5強以上の地震が観測された時は、南毛利南地区では愛甲小学校と東名中学校の2か所に、各校避難所運営委員会が主体となり避難者とともに指定避難所を開設・運営します。（自治会別の対象エリアを裏面に掲載していますが、あくまでも目安であり、どこに避難しても構いません）（震度5弱の場合は被害状況等により、市災害対策本部から指示があった場合に開設します）

避難所運営委員会は、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するために、指定避難所ごとに設置されています。指定避難所とは、家屋の被害を受けた人や被害を受ける恐れのある人を一定期間受け入れる施設のことです。物資や生活支援情報などを提供し、地域の支援拠点となる場所です。原則として地域住民や避難者による自主運営とし、施設管理者や市避難所担当職員と連携した運営を行います。

指定避難所は被災された方が生活する場所となるため、「共通ルール」及び「ペットの飼育ルール」を定めています。裏面に掲載していますので、ご一読ください。（裏面に続く）



指定避難所 共通ルール

- 1 この避難所は、避難者の生活の場となる施設です。
- 2 避難所は、避難者と愛甲小（東名中）学校避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）が運営します。
- 3 避難所は、避難者の日常生活が再建可能となる時期を目途に閉鎖します。
- 4 避難者は、避難者登録をし、外泊、退所する場合にも申し出てください。
- 5 避難所として使用する場所は、運営委員会の指示に従ってください。
- 6 食料等は、原則として全員に配布できるようになってから配布します。
 - (1) 食料及び物資は、避難者の世帯（グループ等）ごとに配布します。
 - (2) 特別な事情がある場合には、運営委員会で協議の上、配布します。
 - (3) 配布は、避難者以外の在宅の被災者等にも等しく行います。
 - (4) 食事の時間は、原則 8時、12時、18時とします。
- 7 消灯は、22時です。通路及び事務室などの管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 8 感染症対策として避難所でのルールを守る。
 - (1) 3密（密閉・密集・密接）を避ける。
 - (2) こまめに手洗い・アルコール消毒をする。
 - (3) マスクを着用し、咳エチケットを守る。
- 9 放送は、原則として22時で終了します。
- 10 電話の取り次ぎは、7時から22時までとします。
※ 本人同意が必要



愛甲小・東名中 指定避難所 自治会別 対象エリア 【目安であり、どこに避難しても構いません】

愛甲小学校 指定避難所（愛甲西1-17-1）

船子自治会・坊中第二自治会・上愛甲自治会・
愛甲原自治会・パークハイツ本厚木自治会

東名中学校 指定避難所（愛甲1809）

片平自治会・宿愛甲自治会・
愛甲宮前自治会・
コープ野村自治会・坊中自治会・
サングレイス愛甲石田自治会



- 11 定期的に居住区域及びトイレの清掃を行います。
 - (1) 手すりやドアノブ等人が良く触れる箇所は、定期的に除菌シート等を用いて清掃する。
 - (2) 清掃は、避難者含めて協力して行う。
 - (3) トイレの清掃は、10時、15時、20時に、避難者が交代で行います。
 - (4) トイレを清掃する際は、マスクと使い捨ての手袋などを着用し、次亜塩素酸水等を用いて、トイレ周りを中心に清掃する。
 - (5) トイレ清掃を行った際は、その都度マスクと手袋は廃棄し、流水と石鹸を用いて手を洗う。
- 12 飲酒・喫煙は、原則、禁止します。
- 13 犬（補助犬を除く。）、猫などの動物類を避難者の居室内に入れることは禁止します。
- 14 避難者は、当番などを通じて、自主的に避難所運営に参加してください。
- 15 避難所の居住スペースは、原則、土足禁止です。

ペットの飼育ルール

- 1 ペットは、迷子札を付け、リードで繋ぎ、又はケージに入れて指定された場所で飼育してください。
- 2 飼い主は、飼い主グループを編成し、定期的に清掃を当番制で行い、飼育場所を常に清潔に保ち、必要に応じて消毒を行いましょ。
- 3 飼い主は、適正飼育管理に努め、鳴き声や臭いなどの苦情の発生を防止しましょ。
- 4 ペットの排泄は決められた場所で行い、排泄物は飼い主が適切に処理してください。
- 5 給餌は時間を決めて行い、その都度きれいに片付けてください。
- 6 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- 7 飼育が困難な場合には、避難所運営本部に相談してください。
- 8 ほかの避難者との間でトラブルが生じた場合には、速やかに避難所運営本部に届け出てください。
- 9 大型動物、危険動物、爬虫類などは、同行避難できません。

